

## 「非紹介患者初診加算料」について

紹介状を持たずに受診した患者さまに初診料とは別に、「非紹介患者初診加算料」（療養担当規則 厚生労働省告示第107号）の**1,430円**をご負担いただいております。これは、病院と地域のかかりつけ医の医師との役割分担を推進することで地域の限られた医療資源を有効活用することを目的としています。

ただし、救急の患者さんなど緊急止むを得ない場合は加算の対象となりません。

初診には次のような方が該当します。

- ・ 当院で初めて診察を受ける方
- ・ 再来の方でも医師の判断で初診と見なされた方
- ・ 任意に診察を中止し一定期間（1ヶ月以上）経過した方

また、乳幼児医療助成制度により、医療費の窓口負担がない方でも初診と見なされた場合は該当します。ご不明な点は総合案内までおたずねください。

公立福生病院長